

「障害者虐待への対応」

別府市役所 障害福祉課

【講義のねらい】

○障害者虐待防止法についての理解を深める

○障害者虐待における、通報受理から事実確認までの行政の役割について理解する

①障害者虐待防止法

障害者虐待防止法①

本研修の位置づけ

国及び地方公共団体の責務等(法第4条)

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が 専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な知識及び技術を要するその他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、**関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

障害者虐待防止法②

障害者福祉施設従事者等の義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置(法第15条)

- ① 施設従事者等の研修の実施
- ② 利用する障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備
- ③ その他の従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

障害者虐待防止法③

通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等(法第16条)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

職員全員に通報義務があります

- ・通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けない(第17条4)
- ・市町村は通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない(第18条)

障害者虐待防止法④

障害者虐待防止法における対象者の定義

障害者の定義(法第2条)

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人やそのほかに心身の障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

障害者虐待防止法⑤

障害者虐待とは

障害者虐待の定義(法第2条2項)

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

障害者虐待の類型

障害者虐待の定義(法第2条6項)

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放任
- 経済的虐待

市町村の責務

- 障害者虐待防止法に基づいて虐待防止及び権利擁護に努める
- 障害者虐待防止センターの機能を果たす

市町村障害者虐待防止センターの役割

- 障害者虐待にかかる通報、届出の受理
- 障害当事者及び養護者に対する相談、指導及び助言
- 障害者虐待防止に関する広報、啓発活動

別府市委託相談支援事業所の紹介

農協共済 別府リハビリ
テーションセンター
障害者生活支援センター

障害者相談支援センター
たいよう

別府市基幹相談支援センター

別府市相談支援事業所
ぱれっと

障がい者地域生活支援
センター 泉

虐待が発生・発見した際の 対応の流れ

養護者による障害者虐待への対応

養護者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

養護者による虐待を受けた障害者

相談

通報

相談

届出

(1) 市町村等の障害者虐待対応窓口(市町村障害者虐待防止センター)
受付(受付記録の作成)

(直ちに召集)

(2) 対応方針の協議《コアメンバー》
(通報等の内容を詳細に検討)

(3) 事実確認、訪問調査(安否確認)
・障害者の状況や事実関係の確認
* 必要に応じて都道府県に相談・報告

養護者による虐待が疑われる場合(速やかに召集)

(4) ケース会議の開催
《コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チーム》

(5) 立入調査(安否確認)
・障害者の状況や事実関係の確認
* 市町村職員が実施(委託事業に含まれない)
* 警察署長への援助要請

ケース会議の開催
《コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チーム》

【緊急性の判断】

(6) 障害者の保護
・短期入所
・入院
・施設入所

やむを得ない事由による措置

初動期段階

対応段階

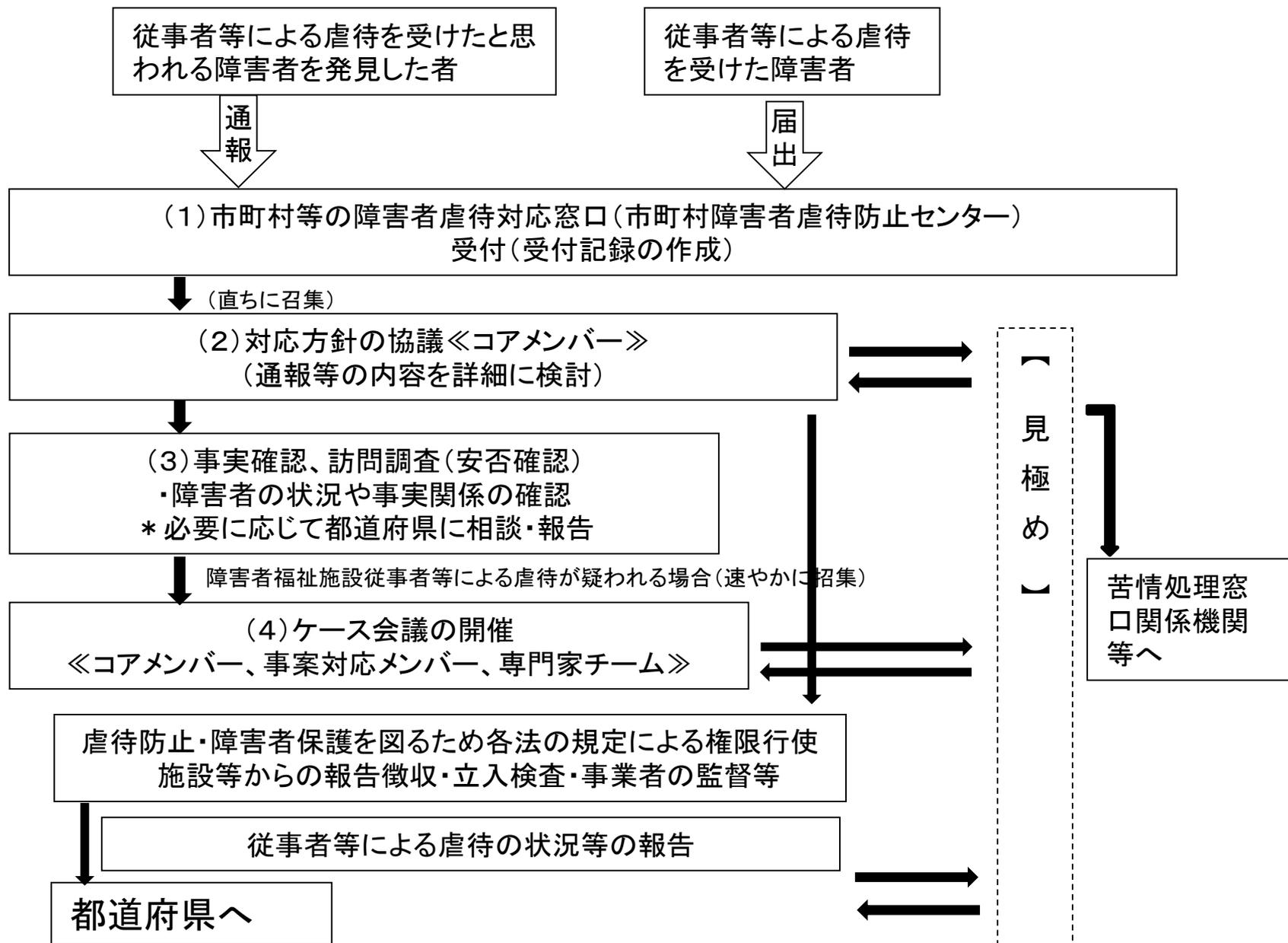
立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害者の所在不明
- 障害者が拘束されている可能性
- 障害者の不自然な姿が確認されているにもかかわらず、養護者が拒否的
- 養護者の言動や精神状態が不安定
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にある

事実確認後の支援

- 成年後見制度利用開始の審判請求
- 養護者への支援
- 障害者への支援
- 障害者の保護(分離)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応



法の規定による権限の行使

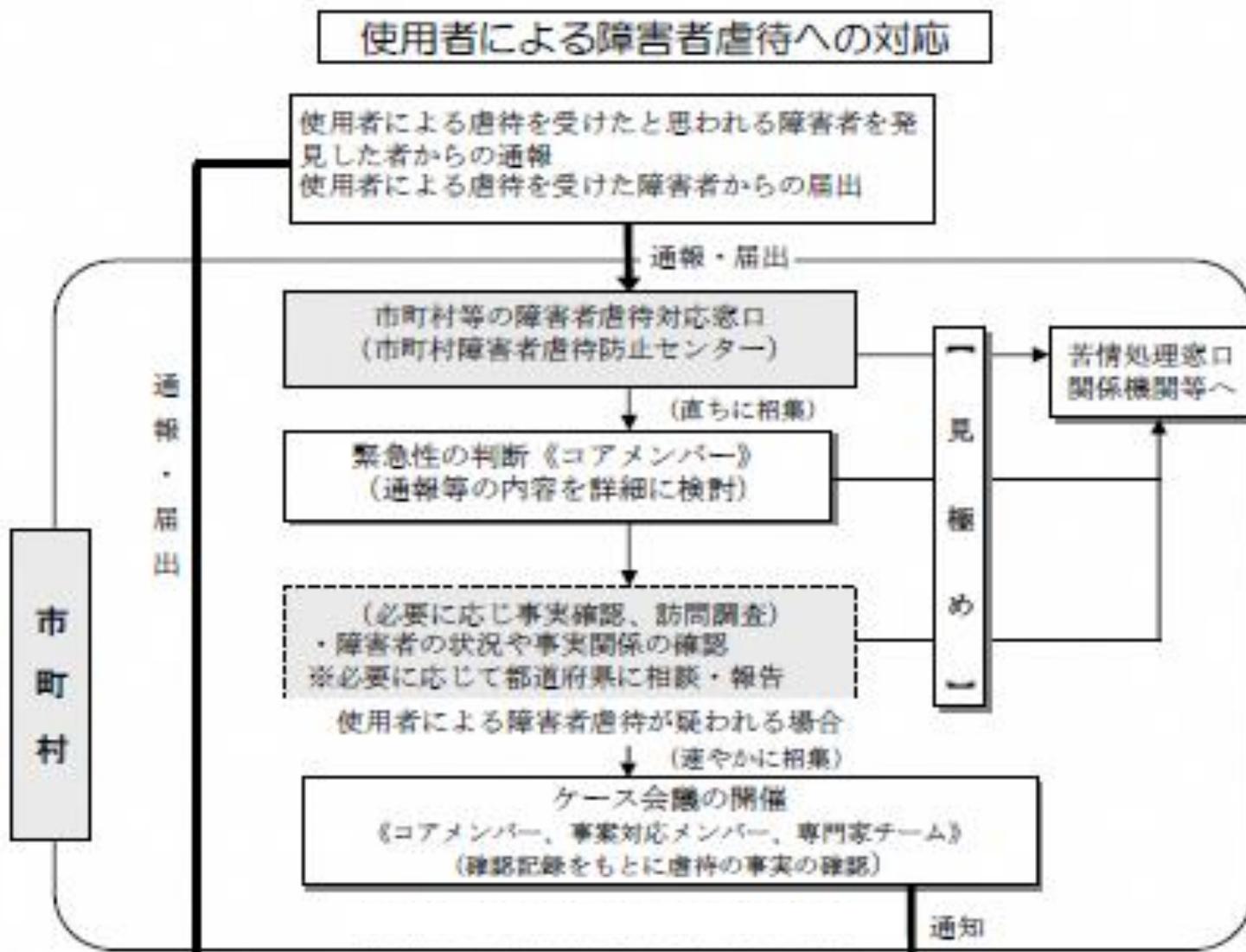
(社会福祉法)

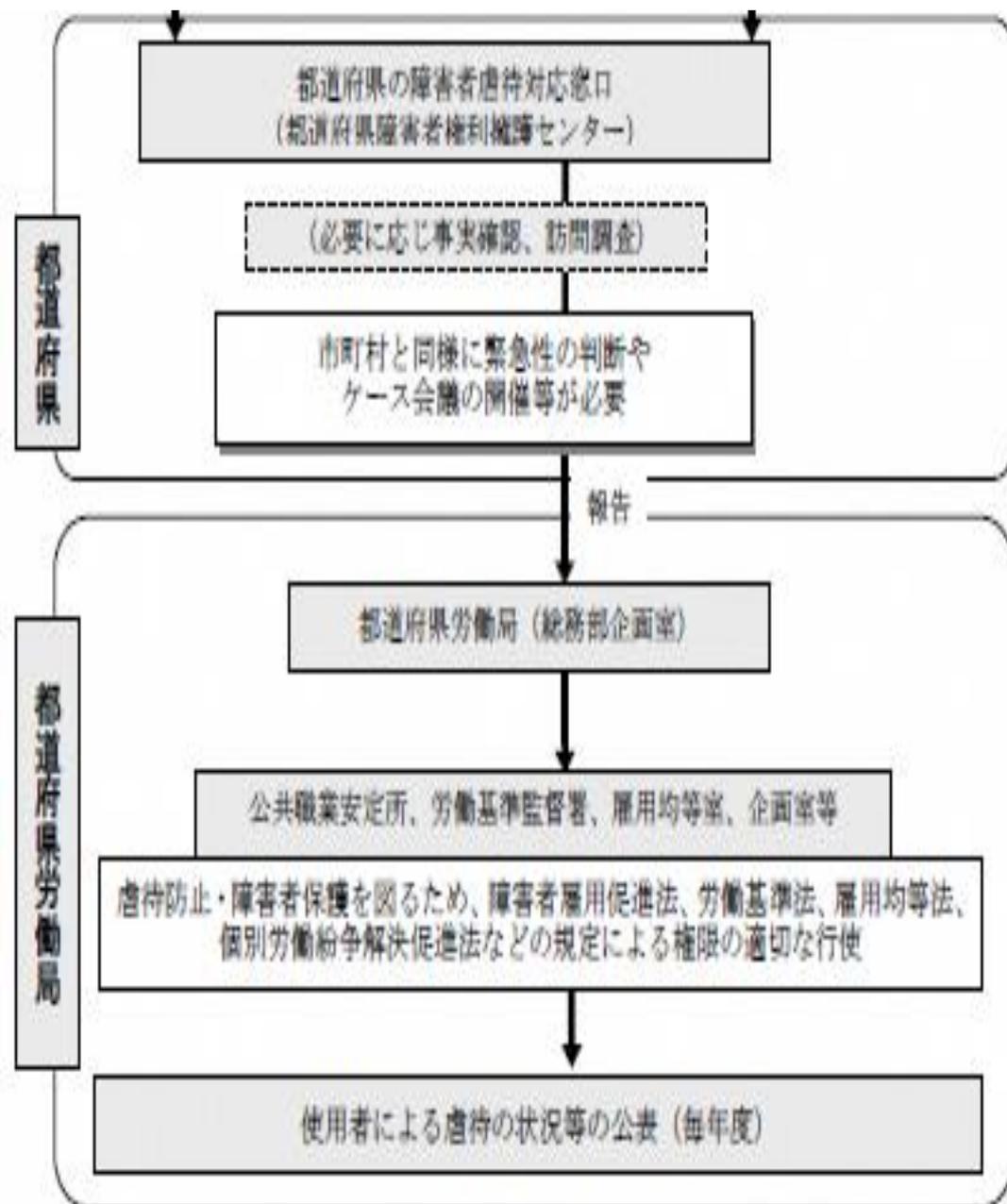
報告徴収、措置命令、事業制限・停止命令
許可取り消し

(障害者総合支援法)

施設からの報告徴収、勧告、措置命令、
指定取り消し

使用者による障害者虐待への対応





②別府市内における虐待発生状況について

別府市における障害者虐待相談件数

相談件数	H29年	H28年	H27年	H26年
養護者等による虐待	2	6	4	4
障害者福祉施設従事者等による虐待	4	1	2	1
使用者による虐待	0	0	0	1
計	6	7	6	6

虐待類型	H29年	H28年	H27年	H26年
身体的虐待	2	5	2	3
性的虐待	0	0	1	0
心理的虐待	3	1	0	2
放棄・放任(ネグレクト)	1	1	2	0
経済的虐待	0	2	3	2
計	6	9	8	7

別府市における障害者虐待認定件数

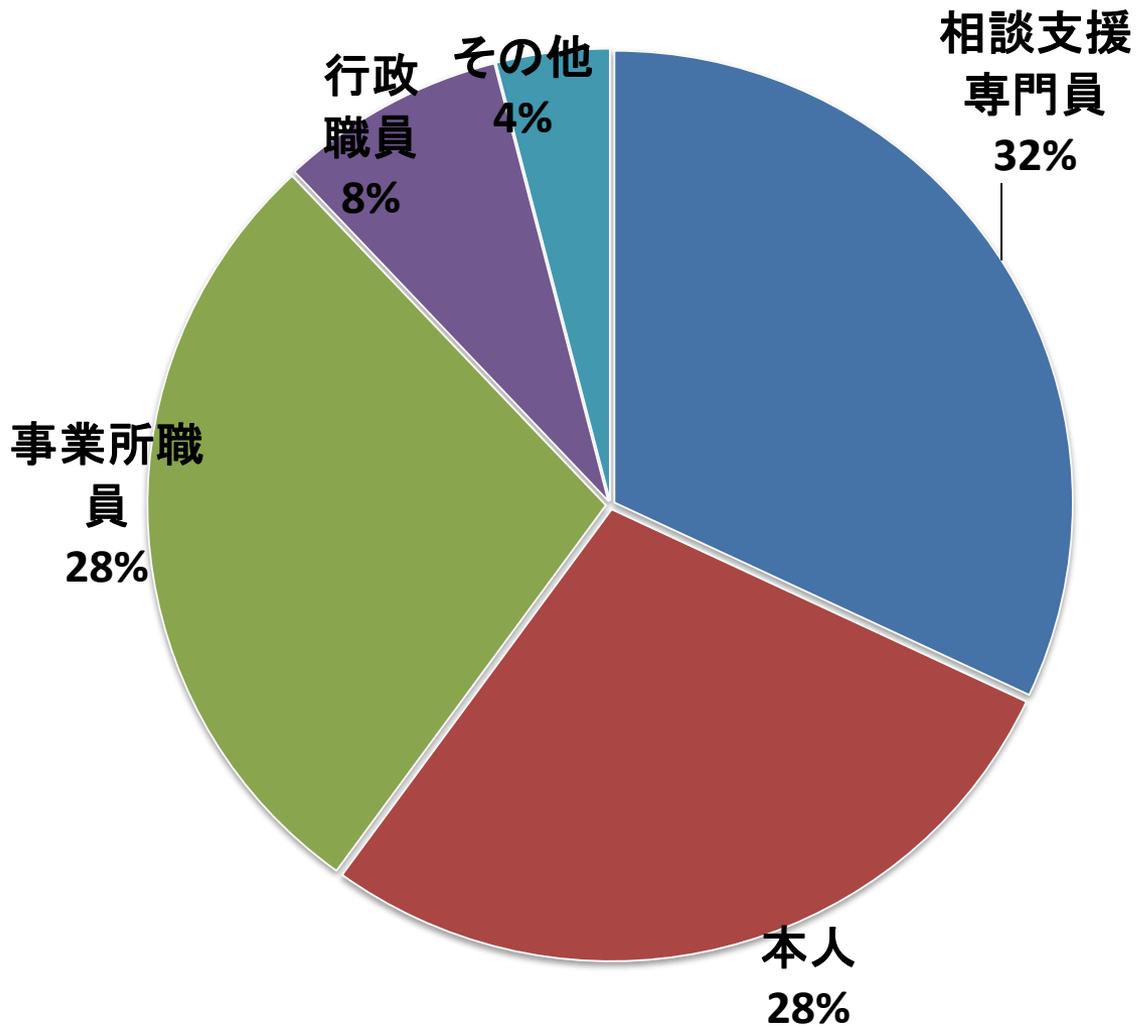
結果	H29年	H28年	H27年	H26年
相談件数	6	7	6	6
虐待認定件数	2	2	3	0

虐待認定ケースの虐待類型

内訳	H29年	H28年	H27年	H26年
養護者による身体的虐待	1	2	1	0
養護者によるネグレクト	0	0	1	0
養護者による経済的虐待	0	0	1	0
施設従事者による身体的虐待	1	0	1	0
計	2	2	4	0

※虐待認定ケースの内訳は、複合的な要因を含む場合あり。

相談経路 (H26～H29年)

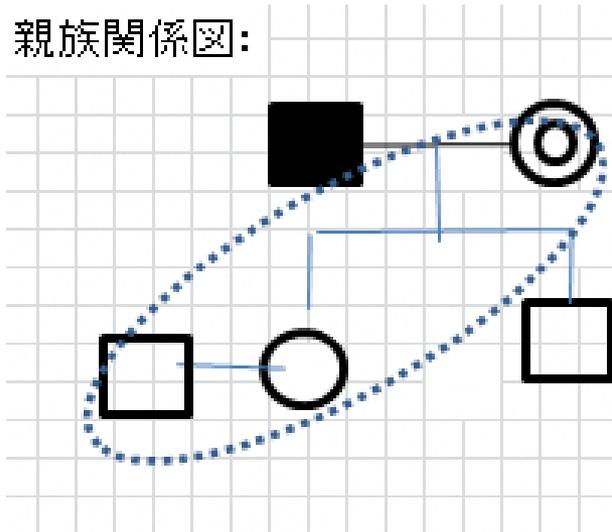


経路	件数	割合
相談支援専門員	8	32%
障害者本人	7	28%
事業所職員 (現職・退職)	7	28%
行政機関 (警察・保健所)	2	8%
その他	1	4%
計	25件	

別府市における障害者虐待と対応①

養護者による虐待

親族関係図:



60代 女性 統合失調症
精神保健福祉手帳所持

【概要】

- 結婚後1男1女をもうける
- 30年前に統合失調症発症
- 3年前に夫と死別
- 3年前から娘に引き取られ同居
- 息子は県外在住
- 月1回の病院受診以外は外出なし

発見・通報の経緯

警察から市役所に「虐待が疑われるものを保護している」と通報が入る



詳細を確認



本人の帰りたくないという意向
今後の虐待の危険を回避

対応①

コアメンバー会議開催



緊急ショートステイを探し一旦分離を決定



その日のうちに入所



次の日、本人を市役所担当者・相談支援事業所相談員で訪問。事実確認

対応②

本人にこれまでの経緯と事実の確認を行なう



「自分は頭が勝手に開くので病院に看てもらっている」

「夫は生きていて、電波で週1回程度連絡を取り合っている」

「娘に頭を叩かれた・娘とは気が合わない」

虐待認定後の対応

虐待(身体的虐待)認定



本人、病院受診・入院



面談で困り事を洗い出す



本人の年金を当てに生活？

虐待認定後の対応②

経済的虐待では？



面談し、本人、娘夫婦の意向を確認



支援者会議



経済的虐待で認定しない

施設入所に向けての支援

本人の特性(無為・自閉)



障害者施設 OR 高齢者施設



地域包括センターとの連携要



高齢者施設 入所 が決定

課題

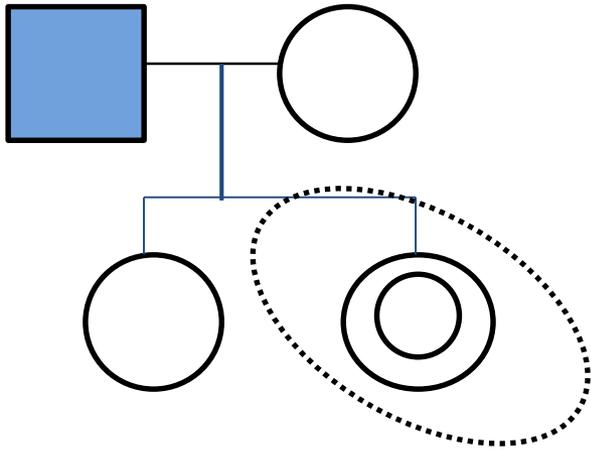
- 1 世帯が孤立しており、困りやSOSの発信ができなかった
- 2 障害福祉サービスに関する知識がなかった

今 ↓ 後

制度やサービスを知ってもらう為の工夫

別府市における障害者虐待と対応②

施設従事者による虐待



40代 女性 身体障害者手帳1級

【概要】

- ◎出生時より脳性まひによる
肢体不自由有り
- ◎現在X市にある障害者支援施設に
入所中(25年間)
- ◎理解力は高く、ゆっくりであれば
コミュニケーションが取れる

通報内容

X市役所 虐待担当から連絡



元職員からの通報。『障害者支援施設Vに入所中のAさんが職員Gから無視されたり、ないがしろにされている。虐待ではないか？ただ声を上げることによりAさんに不都合が起きると困る。相談支援専門員に相談する。』



X市、通報内容を虐待案件として県に報告。



X市の施設内での案件であるがAさんは別府市の援護者
何か進展があれば連絡をくれる(連携する)

状況確認

相談支援事業所TがAさんと接触
確かにAさんは疎外感を感じているように見えるが施設側
は『本人の特性だ』という。



緊急性はないと判断。見守りを継続することとする



X市に法務局から対応の確認の連絡が入る
元職員が法務局にも訴えた様子



X市、別府市、通報者、法務局、相談支援事業所で協議

対応

事実確認のために立ち入り調査に入ることを決める



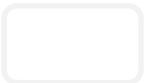
施設V にて聞き取りを行う
(本人A、職員、サビ管、施設長)



明らかに虐待があったとは認められない。



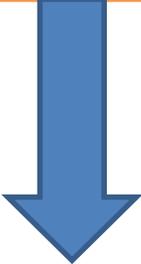
施設側、通報者、県に報告。



課題

- 1 報連相が的確に行える職場環境づくり
- 2 支援の在り方に関する共通認識
 - ・残存機能維持のための積極的な日中活動 or
本人の意思決定(日中活動をしたくない)に基づく支援

解 消



風通しの良い職場環境

別府市で認定された障害者虐待の発生要因

虐待の発生要因

養護者による虐待

- 虐待者が虐待と認識していない
- 虐待者の知識や情報不足
- 虐待者の介護疲れ
- 虐待者の障害、精神疾患など

障害福祉施設従事者等による虐待

- 倫理観や理念の欠如
- 障害に対する知識、技術に関する問題
- 職員のストレスや感情コントロールの問題
- 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の問題